

平成 2 8 年 6 月 藤 枝 市 議 会  
定 例 会 議 案

平成 2 8 年 6 月 2 4 日  
藤 枝 市 長

目 次		
議案番号	議案名	頁
第48号議案	専決処分の承認を求めることについて(藤枝市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	1
第49号議案	平成28年度藤枝市一般会計補正予算(第2号)	別冊
第50号議案	平成28年度藤枝市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	別冊
第51号議案	平成28年度藤枝市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)	別冊
第52号議案	藤枝市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	4
諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について	5
諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦について	6
諮問第3号	人権擁護委員候補者の推薦について	7

専決処分の承認を求めることについて（藤枝市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成28年3月31日

藤枝市長 北 村 正 平

## 藤枝市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

藤枝市国民健康保険税条例（昭和 32 年藤枝市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書中「52 万円」を「54 万円」に改め、同条第 3 項ただし書中「17 万円」を「19 万円」に改める。

第 2 3 条中「52 万円」を「54 万円」に、「17 万円」を「19 万円」に改め、同条第 2 号中「26 万円」を「265,000 円」に改め、同条第 3 号中「47 万円」を「48 万円」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

#### （適用区分）

- 2 改正後の藤枝市国民健康保険税条例の規定は、平成 2 8 年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 2 7 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

藤枝市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

藤枝市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年藤枝市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の次に次の 3 条を加える。

（指定地域密着型通所介護）

第 8 条の 2 指定地域密着型通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

（指定療養通所介護）

第 8 条の 3 前条の規定にかかわらず、指定療養通所介護の事業の基本方針は、次条に定めるところによる。

第 8 条の 4 指定療養通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者の主治の医師及び当該利用者の利用している訪問看護事業者等との密接な連携に努めなければならない。

第 9 条中「営むことができるよう」の次に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

記

住 所 藤枝市中藪田314番地の1

氏 名 福 井 信 子

昭和26年8月19日生

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

記

住 所 藤枝市大東町527番地

氏 名 小 松 幸 雄

昭和23年1月7日生

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

記

住 所 藤枝市茶町四丁目13番3号

氏 名 増 田 達 郎

昭和25年6月17日生

# 平成28年6月藤枝市議会定例会

## 議案提案理由書（第48号議案、第52号議案、諮問第1号～諮問第3号）

### 第48号議案

地方税法施行令等の一部を改正する等の政令が平成28年3月31日公布、平成28年4月1日から施行されたことに伴い、本市の国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じましたが、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため地方自治法第179条第1項の規定により専決処分に付したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

### 第52号議案

介護保険法の一部が改正されたことに伴い、指定地域密着型通所介護の事業及び指定療養通所介護の事業の基本方針を定めるとともに、字句の整理を行うものであります。

### 諮問第1号

人権擁護委員である百津宏子氏が、平成28年9月30日をもって任期満了となりますので、その後任として新たに福井信子氏を適任と認め推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

### 諮問第2号

人権擁護委員である小松幸雄氏が、平成28年9月30日をもって任期満了となりますが、引き続き適任と認め推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

### 諮問第3号

人権擁護委員である増田達郎氏が、平成28年9月30日をもって任期満了となりますが、引き続き適任と認め推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。